

2020年10月25日

四国電力株式会社
社長 長井啓介様

未来を考える脱原発四電株主会
共同代表 本田耕一 佐藤公彦 丸井美恵子 内田知子

公開質問書 (17)

質問1 三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」について (1)

2020年9月24日、三井住友信託銀行とみずほ信託銀行は、企業の株主総会の運営代行業務で、株主の行使した議決権の集計に誤りがあったと発表、謝罪しました(新聞各紙2020年9月25日付)。その数は三井住友信託が975社、みずほ信託が371社。「誤り」の中身は、議決権行使の締め切り日以前に届いていた行使書を無効扱いにし、株主の権利を不当に侵害したというもので、三井住友信託は約20年前から、みずほ信託は約10年前からといます。この「誤り」は両信託銀行の小会社で委託先の日本株主データサービスと郵便局とが配達を示す交付証日付と配達日を調整して1日ずらしていたために起こったということです。単なるケアレスミスではなく、株主総会が集中する繁忙期に交付証日付より行使書を郵便局から1日早く受け取っていたのです。したがって、総会当日に配達された議決権行使書の日付は総会翌日になり、集計には反映されません。つまり、委託先の日本株主データサービスと郵便局とが意図的に株主の権利を侵害したと言わざるを得ません。世耕弘成参議院幹事長も「コーポレートガバナンス(企業統治)の根幹を揺るがす事態だ」(産経新聞2020年9月26日付)と述べています。

さて、質問です。当社はこの件に関し、被害者の立場にあると思われませんが、運営代行業務を行っている三井住友信託銀行にどのような対応を取りましたか。具体的にお答え下さい。

質問2 三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」について (2)

当社は被害者であるとはいえ、上記「誤り」に20年間も気づかず、「コーポレートガバナンス(企業統治)の根幹を揺るがす事態」を放置した責任は重大です。

さて、質問です。佐伯勇人会長、長井啓介社長以下、役員はこの責任をどのようにとられるのか。具体的にお答え下さい。

質問3 三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」について (3)

上記質問(2)で記したように、当社の「放置」責任は私たち株主には、明らかに加害責任者となって作用しています。私たちは、株主総会で株主提案権を行使して当社が原発を使用しない電力会社に生まれ変わることを願って活動を重ねています。その最大の手段である議決権行使書が蔑ろにされ、会社法、民法にも違反する行為が「現場の長年の慣習」(三井住友信託の西田豊専務、朝日新聞2020年9月25日付)では到底済まされるものではありません。また、「総会決議の結果が覆される事例はなかった」(四国新聞、2020年9月25日付)で、済

まされるわけでもありません。私たちは今回の事態を非常に重く受け止めています。当社は株主を始めとする電力消費者等ステークホルダー（利害関係者）にこの件に関し、謝罪や見解、今後の対処に関し、一切沈黙を守っています。

さて、質問です。当社はこの件に関しどのように考えているのか、具体的にお答え下さい。

質問 4 三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」について (4)

上記 (3) に記したとおり、私たち未来を考える四電株主会はこの「誤り」を株主軽視、権利侵害と受け止め、今後の改善を強く要請するものですが、その前に当社は過去の「誤り」の実態を具体的に公表する義務があると考えています。コンプライアンス（法令遵守）を重んじる公益企業の責任として、不当に除外、無効にした私たち株主の議決権行使書の各年度の数、本来の正確な統計を具体的な数字を挙げてお答え下さい。

質問 5 原発の地震対策について (1)

私たちは昨年（2019年）の事前質問、及び「公開質問書（15）」（2019年12月28日）、及び今年（2020年）の事前質問（「公開質問書（16）」、2020年6月25日）において、何度も伊方3号機の基準地震動650ガルはとてつもなく低い数値で、原子力規制委員会の基準地震動の「新しい計算方法」にも到底耐えられないのではないかと疑問を呈し、再調査の必要性を問いました。この質問に対し当社は、「佐田岬半島沿岸部（発電所敷地から2km以内）に活断層がないことを確認しております」（2020年7月20日付回答）と言うのみでした。

その上、当社広報誌『伊方発電所の安全対策について』（最新2019年9月版、HPにもあり）の3頁「地震の揺れに備えて」に不可解な記述を載せています。

ここには基準地震動の策定の根拠となる数値が図と表を用いて示されています。この図には、「南海トラフ巨大地震で想定される最大の揺れ（181ガル）」、「安芸・伊予の地震で想定される最大の揺れ（336ガル）」、「中央構造線断層帯による地震で想定される最大の揺れ（650ガル）」の3つの数値と位置が地図上に示されています。

一方、表には「震源を特定して策定する地震動650ガル（基準地震動最大値）」、「震源を特定せず策定する地震動620ガル（基準地震動最大値）」と記されています。

上記の数値を比較する限り、「想定される最大の揺れ」が「基準地震動」より小さいので、当社伊方発電所は十分な耐震性を保持し、当誌の読者は安心感を与えられることになります。

さて、質問です。南海トラフ巨大地震で想定される最大の揺れ181ガルは日常的にどこでも起きる地震であり、地図で示された震源域が伊方発電所近辺まで及んでいることは科学的でないと思われま。当社は、政府内閣府に対して想定する南海トラフ地震の震源域範囲の訂正を求めて、伊方発電所の立地する愛媛県の西南部を除外させるべきと私たちは考えますが、当社の方針をお答え下さい。

質問 6 原発の地震対策について (2)

当社が上記広報誌の内容に自信をお持ちなら、上記文書配布以外にも、より積極的に各種報道機関を活用して本記事を広報し、株主や地域住民、消費者等、ステークホルダー（利害

関係者)、さらに社会一般を安心させ、当社の評価を揺るぎないものにするべきだと思いますが、当社のお考えをお答え下さい。

質問 7 原発の地震対策について (3)

当社は司法の場において、上記記事の事実内容の「正確さ」を詳細に説明し、広島高等裁判所における伊方発電所 3 号機運転差止め (2020 年 1 月 17 日、森一岳裁判長) 理由の「不当性」を積極的に主張し、早期の伊方 3 号機稼働を目指すべきだと思いますが、当社の方針をお答え下さい。

質問 8 当社は公開質問書 (16) に対する回答 (2020 年 7 月 20 日) で、「2019 年度の発電電力量に占める原子力の割合は約 19%であり」、「今後も伊方発電所 3 号機の安全・安定運転を通じて、国が掲げる 2030 年の原子力発電比率 20~22%という目標の達成は可能である」と言っています。とはいえ、過去 (2010 年~2019 年) 10 年間、当社の原子力発電比率が 20%を上回ったのは東日本大震災前の 2010 年度だけです (『よんでんグループ統合報告書 2020』67~68 頁)。

さて、質問です。周知のように 2020 年度は広島高裁仮処分決定 (2020 年 1 月 17 日) と特定重大事故等対処施設の工事遅延で伊方 3 号機の再稼働の目処は立っていません。このままでは 2020 年度はおろか 2021 年度も当社は原発ゼロだと思うのですが、どのようにして 2030 年度に原子力発電比率を 20~22%にもっていくのか、具体的にお答え下さい。

質問 9 『よんでんグループ統合報告書 2020』によると、「発電設備のレジリエンスの高さ」として「大型の発電所は、東南海・南海地震の発生が想定される震源 (南海トラフ) から遠い瀬戸内側に分散しており、大規模災害時においても、高いレジリエンスを維持」と記されています (9 頁)。

さて、質問です。レジリエンスとは、復元力とか回復力とかいう意味らしいですが、なぜ、伊方発電所が瀬戸内側にあるだけで「高いレジリエンスを維持」しているのですか。何処にあらうと原発事故に「高いレジリエンス」は無いと思いますが具体的にお答え下さい。

質問 10 同じく『よんでんグループ統合報告書 2020』によると、「廃棄物の有効利用」として、「石炭火力発電所から発生する石炭灰のほか、石こうや金属くずなどがあり、それぞれリサイクルなどの取り組みを実施しています」と記されています。その他「撤去資材のリサイクル」や「大気汚染の防止」(以上 51 頁) も記されています。

さて、質問です。伊方 3 号機の核廃棄物はどのようにされているのでしょうか。当社の核廃棄物 (MOX 燃料廃棄物を含む) の「有効利用」の具体的方法をお答え下さい。

以上、10 の質問について、2020 年 11 月 24 日 (火) までに文書にて本会事務局にご回答下さい。

771-0117 徳島市川内町鶴島 120-1 事務局代表 本田耕一